

岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金実施要綱

1 目的

県内において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う者が送迎を行うに際し子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図るために行う事業に要する経費を補助することを目的とする。

2 事業の実施

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる①から③の事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

①送迎用バスの改修事業

送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

②ICTを活用した子どもの見守り支援事業

ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全装対策に資する機器等を導入すること。

③登降園管理システム導入事業

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

3 留意事項

- (1) 対象施設は、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とする。
- (2) 補助対象事業ごとの対象施設は、以下のとおりとする。
 - ・ 3の①の事業 児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
 - ・ 3の②の事業 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所
 - ・ 3の③の事業 児童発達支援センター及び児童発達支援事業所
- (3) 3の①の事業の対象となる安全装置について、購入を原則とするが、リースの場合は、令和5年度末までのリース料を限度とする。
- (4) 3の①の事業の対象となる自動車については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28

- 日付け障発1228第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第三の2のとおりとする。
- (5) 3の①の事業の対象となる安全装置については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年12月28日付け障発1228第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第三の3のとおりとする。
- (6) 3の①の事業の対象となる安全装置については、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は、本事業の対象外とする。
- (7) 3の②の事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は、本事業の対象外とする。
- (8) 3の②の事業の対象となる機器については、GPSやBLE(※)により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。
- (※) Bluetooth Low Energy

4 その他

補助対象経費のうち、国・地方公共団体の負担金又は補助金及び民間資金の補助対象となった事業については、本事業の対象としない。

5 経費の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。